

マイナンバーカード普及促進キャンペーン事業を実施します

マイナンバーカードを申請した市民に対し1,000円分のQUOカードを配布する「前橋市マイナンバーカード普及促進キャンペーン事業」を期間限定で実施します。

1 事業概要

(1) 配布対象者

次の要件を全て満たす人

- ①マイナンバーカードを初めて取得する人
- ②令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間にマイナンバーカードを申請した人
- ③令和5年6月30日までにマイナンバーカードの交付を受けた人
- ④マイナンバーカードの申請をした時点からそのカードの交付を受けた時点まで継続して、本市に住民登録のある人

(2) 配布方法

- ①交付時来庁方式での申請者（スマホや郵送で申請した人）

本庁及び4支所（大胡、宮城、粕川、富士見）の交付窓口（※）で、申請者にマイナンバーカードを交付する際にQUOカードを配布します。

※マイナンバーカードの受け取り場所は案内ハガキに記載されています。

- ②申請時来庁方式での申請者（市の申請窓口で本人確認を経て申請した人）

マイナンバーカードを申請者の自宅に発送する際に、QUOカードを同封します。

2 周知方法

- (1) 広報まえばし1月号及び市ホームページ等による周知

- (2) チラシによる周知

広報まえばし1月号と併せて自治会回覧を実施

担 当 市民課マイナンバーカード係

電 話 027-898-6172